

○第256回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和4年10月12日（水） 14：00～14：50

**議事概要**

**（1）動物用医薬品（クロステボル）に係る食品健康影響評価について**

審議の結果、クロステボルは、評価の考え方<sup>注</sup>の3（4）に該当する成分であると判断され、本成分について食品健康影響評価は実施できない。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

**（2）動物用医薬品（トリブロムサラン）に係る食品健康影響評価について**

審議の結果、トリブロムサランは、評価の考え方<sup>注</sup>の3（4）に該当する成分であると判断され、本成分について食品健康影響評価は実施できない。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

**\* クロステボル：**

ホルモン剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

**\* トリブロムサラン：**

内部寄生虫駆除剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料2）